

令和6年度太良町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

太良町は、土地の約55%が山林であり、農地は、河川沿いの水田、普通畑と丘陵地の果樹地からなる。水田の整備率は約45%で、これらの優良農地は作付けが維持されており、今後とも維持・活用を図っていくことが重要な課題となっている。

一方、中山間地では勾配が急な棚田が多く、団地としてまとまった面積の小さい未整備田が約230haある。これら山間地の水田は作業効率が悪く、収益性が低いため生産調整の対象とされやすく、一度水稲の作付けが中止されると、その後急速に耕作放棄地化する例が後を絶たない。

当協議会においては、これらの課題に対処するため、水稲に代わる収益性の高い園芸作物等への転作や、水稲の後に作付けがない水田については、玉ねぎの作付けを推進し、産地交付金の活用を図っているところである。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

主に水稲を作付けしている農家が多いため、水稲と作付け時期が被らない玉ねぎを地域重点作物として推進していく。取組としては、生産組合長会議時に経営所得安定対策等交付金について説明し、営農計画書回収後に新規で高収益作物を作付けする農業者にも交付金の活用について周知する。また、集落説明会でも交付金の事業があることをお知らせし、積極的に高収益作物の作付けを推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

野菜等の連作障害を防ぐため、ブロックローテーションの仕組みを推進し、安定生産と収量の向上を図っていく。

また、水田の荒廃化により有害鳥獣が出没する可能性が高くなり、周りの水田に侵入し作物に被害を与えるので、水田を畑地化や樹園地等にするよう畑地化支援を含めて農業者に推奨する。また、若手農家へ農地の利用権設定をすることで水田の荒廃化を防いだり、農地の集積・集約を推進していく。

水田の利用状況の点検方針は、営農計画書をもとに水稲を作付けしてない水田を確認し、畔からの漏水の恐れがない場合には、水稲と組み合わせた作付けを継続して推進する。漏水の恐れがある場合は、地域重点作物である玉ねぎの作付けを推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

令和5年産に配分された「生産のめやす」に沿って、主食用米の生産を積極的に推進しており、令和5年産の作付け実績については約183haである。その内訳については、「夢しずく」が約85ha、「さがびより」が約60ha、「ヒノヒカリ」が約36ha、その他が約2haとなっている。

令和6年産以降についても、需要に応じた生産を基本としつつ、「生産のめやす」に沿った主食用米の生産を推進しております。

また、米の食味ランキングで「特A」に評価された「さがびより」や「夢しずく」等の優良品種の作付け拡大を図り、収益性の向上を図る。

(2) 非主食用米

ア WCS 用稲

地域内での十分な話し合いのもと、畜産農家との連携を図りつつ、需要に応じた生産に取り組む。また、栽培に当たっては、近隣の圃場への影響が無いよう、適切な管理を徹底する。

(3) 飼料作物

飼料作物については、水田活用の直接支払交付金、産地交付金の戦略作物の二毛作助成などで、適切な栽培管理のなされた条件の良好な圃場を中心に推進する。

(4) 高収益作物

地域条件、消費者との需給を踏まえつつ、収益性の高い品目への転作を推進する。

特に、水田収益力強化及び農家所得向上の観点から、米と作期が競合しない裏作玉ねぎについては、地域重点振興作物として、産地交付金を活用しながら、現状作付面積 10ha を、目標年の令和 8 年にも現状を維持するよう戦略的に推進を行い、産地としての確立を目指す。

それ以外の園芸作物等についても、産地交付金により支援を行っていく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	182.7		182.7		182.7	
WCS用稲	0		0.9		2	
飼料作物	3.2	1.9	3.2	1.9	3.2	1.9
高収益作物	28		28.2		29.2	
・野菜	25.8	10.0	26.0	10.0	27.0	10.0
・花き・花木	2.2		2.2		2.2	
その他	0.6		0.6		0.6	
・わさび	0.6		0.6		0.6	
畑地化					0.3	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	たまねぎ	地域重点振興作物助成 （二毛作）	作付面積	（令和5年度） 10.0ha	（令和8年度） 10.0ha
2	飼料作物	戦略作物の二毛作助成	作付面積	（令和5年度） 1.9ha	（令和8年度） 1.9ha
3	野菜（種苗を含む）、 花き、わさび	園芸作物等助成 （基幹）	作付面積	（令和5年度） 18.6ha	（令和8年度） 19.8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:佐賀県

協議会名:太良町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域重点振興作物助成(二毛作)	2	20,000	たまねぎ	水稲や戦略作物及び園芸作物等の後作としてたまねぎを出荷・販売すること
2	戦略作物の二毛作助成(二毛作)	2	15,000	飼料作物	実需者等との利用供給協定を締結していること又は、自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること
3	園芸作物等助成(基幹)	1	20,000	野菜(種苗を含む)、花き、わさび	転作として園芸作物等を作付けし出荷・販売すること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。